

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号

龍ヶ崎地方衛生組合情報公開事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月15日

龍ヶ崎地方衛生組合  
管理者 篠 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合情報公開事務取扱要綱の一部を改正する訓令

龍ヶ崎地方衛生組合情報公開事務取扱要綱（平成16年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（実施状況の公表）</p> <p>第22条 条例第16条の規定による運用状況の公表は、毎年6月30日までに、前年度における次に掲げる事項について、<u>インターネットその他の情報通信技術を利用する方法</u>により行うものとする。</p> <p>(1) [ (1) ] 省 略</p> <p>(5) [ (5) ] 省 略</p>	<p>（実施状況の公表）</p> <p>第22条 条例第16条の規定による運用状況の公表は、毎年6月30日までに、前年度における次に掲げる事項について、<u>構成市町村広報紙に掲載して</u>行うものとする。</p> <p>(1) [ (1) ] 省 略</p> <p>(5) [ (5) ] 省 略</p>

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。